

民法基礎 4 定期試験過去問 2023 設問 1~3

設問 1

婚約は、将来婚姻することについて、当事者が合意することにより成立する。2020 年 3 月 20 日に A・B は、婚姻して共同生活を送ることについて真摯な合意をしていたから、婚約が成立していたと言える。

しかし、合意が失われた場合、婚約したからといって婚姻を強制することはできない（憲法 24 条 1 項）。2020 年 8 月 20 日に B は、A に対して婚姻できない旨を伝えている。これにより、婚姻についての合意が認められないため、A・B 間の婚約は解消されたことになる。

もっとも、正当な理由のない婚約破棄に対しては、婚約者の地位の侵害による不法行為責任（民法 709 条）や、債務不履行責任（民法 415 条）を追及し、損害賠償を請求することができる。ここで、**正当な理由とは、暴力や経済状態の変化などのことである**。B が A と婚姻できない主な理由は、性格の不一致であるが、夫婦の性格が一致しないことは通常あり得ることであり、それだけで結婚生活を送ることができないとは認められないため、正当な理由とは言えない。よって、正当な理由のない婚約破棄として、A は B に対し、前述の法的責任を追及することができる。

ただし、費用の清算以外の損害賠償義務が認められるのは、婚約解消の動機や方法等が公序良俗に反し、著しく不当性を帯びている場合に限られる。性格の不一致を感じて婚姻共同生活を送る自信がなくなったというのは、婚約後に相手の性格をより明確に知ることになったからであり、A の行為が公序良俗に反するとまでは言えない。よって、損害賠償請求できるのは甲の売買契約解除に要した 100 万円のみであり、**精神的苦痛による慰謝料**や、心療内科の費用は請求できないと考えられる。

以上により、A は B に対して不法行為責任、あるいは債務不履行責任を追及ことができ、甲の売買契約解除に要した 100 万円について損害賠償請求することができる。

設問 2

婚姻により、夫婦は同氏を称する（民法 750 条）。本件では D が氏を変更することになるので、A・D ともに A の氏を名乗ることになる。

婚姻により氏を変更した者は、離婚後、原則として婚姻前の氏に復する（民法 767 条 1 項）。ただし、例外的に、離婚の日から 3 か月以内に届け出ることにより、婚姻中の氏を離婚後も称することができる（同条 2 項）。よって、離婚後、D は婚姻前の D の氏を名乗

コメントの追加 [1]: これ以外での事由の婚約破棄はできないのでしょうか。

コメントの追加 [2]: これは含まれないのでしょうか。

ることになるが、3か月以内に届け出れば、Aの氏を引き続き名乗ることもできる。

設問3

DがAに対し、婚姻は無効であると主張していることについて、Dの主張の妥当性を検討する。

婚姻の要件は、届出（民法739条）と届出受理時の婚姻意思である。婚姻の届出が受理されても、当事者の一方または双方に婚姻意思がなければ婚姻は無効となる。Dは、自己に婚姻意思がなかったため、婚姻は無効であると主張すると考えられる。

一方、Aは、婚姻意思とは単に届出をする意思であり、Dが婚姻届をしてほしいと願ったことは、婚姻意思として認められるから、婚姻は有効であると主張すると考えられる。

コメントの追加 [3]: 届出のみで足りるという立場でしょうか。

しかし、婚姻意思について、単に届出をする意思で足りるとするならば、婚姻制度を利用して他の目的を達成することが可能となり、婚姻制度の意義が失われてしまう。そこで婚姻意思とは、当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思である。本件で、婚姻届出受理時にA・Dは、Dの氏を変更する目的でのみ婚姻届をし、夫婦として婚姻共同生活をするなどとは全く考えていなかったというのであるから、氏の変更のために婚姻を利用したに過ぎず、前述のような実質的な婚姻意思があるとは認められない。よって、婚姻の要件が充足せず、本件婚姻は無効である。

以上により、本件婚姻は無効であるとするDの主張は、妥当である。

以上